

4. 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項

〔1〕市街地の整備改善の必要性

現状分析

- ・本市の中心市街地は、平面軌道であった JR 山陽本線により南北の市街地が長らく分断されていたこともあり、それぞれ異なる性格の市街地を形成してきたが、JR 山陽本線等連続立体交差事業と姫路駅周辺土地区画整理事業の同時施行により、JR 姫路駅を中心とした内環状線、内々環状線などの道路整備や、姫路駅前の交通結節機能の強化、にぎわい空間の創出に向けた姫路駅北駅前広場整備などが進められ、南北市街地の一体化及び機能連携が進むとともに、姫路駅前の歩行者空間が約 2 倍に拡張されるなど、世界文化遺産・姫路城を有する本市の玄関口としてふさわしい質の高い公共空間の整備が進められている。
- ・来街者のうち、姫路駅周辺の施設利用者が約半数を占めているのに対し、姫路駅から離れた街なかの施設利用者は約 10%程度にとどまっており、さらに複数の施設の利用者が少ないことから、姫路駅周辺の商業施設等の整備により増加した来街者を街なかまで誘引できていない。さらに、中心市街地における歩行者・自転車通行量は減少傾向にあることから、より多くの人々が訪れ、回遊し、長時間滞在できるよう、新たな魅力的な施設整備などの環境整備が必要である。

市街地の整備改善事業の必要性

これらの現状を踏まえた市街地の整備改善に関する事業の必要性は、以下のとおりである。

- ・キャストィ 21 コアゾーンにおいて、魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業など、高次都市機能を有する施設の整備を進めるとともに、姫路駅の東西に広がる新しい人の流れを創出する文化・展示施設、高等教育施設等を整備するキャストィ 21 イベントゾーンまでを含め、姫路駅を中心としたにぎわいの創出と回遊性の向上を図る必要がある。
- ・さらに、姫路駅と姫路城を結ぶシンボルロードである大手前通りについては、十二所前線以南と同様に十二所前線以北についても、今後の利活用を見据えた高質な空間を形成することにより、街なかにおける回遊性の向上につなげていく必要がある。
- ・また、JR 姫路駅南駅前広場についても、市民や来街者の利便性及び歩行者通行の安全性の向上を図るために再整備を行う必要がある。

フォローアップの考え方

新計画の認定後、計画期間の各年度における各事業の進捗状況を調査し、目標指標への効果を確認し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。

【参考①】キャストィ 21 について

1. 概要

キャストィ 21 は、姫路駅周辺で JR 山陽本線等連続立体交差事業により新たに生み出される広大な用地を活用し、「広域圏の中核都市にふさわしい、にぎわいとうるおいにあふれた交流都心」の形成を目指す新しいまちづくり計画である。

本市の将来を担う高次都心機能地区をメインエリア、都心周辺の良好な市街地整備の先導地区をサブエリア、既成市街地をベースにした市街地再整備のモデル地区を一般エリアとして、3つのエリアに区分し、エリアごとに異なるコンセプトで整備する。

特に、メインエリアは播磨都市圏を背後圏とする 21 世紀の地方中核都市の都心にふさわしい機能の導入が望まれていることから、さらにエントランスゾーン、コアゾーン、イベントゾーンに分け、土地の高度利用を図るとともにゆとりと潤いのある都市空間の形成を図る。

2. メインエリアのゾーニング

(1) エントランスゾーン (2.6ha)

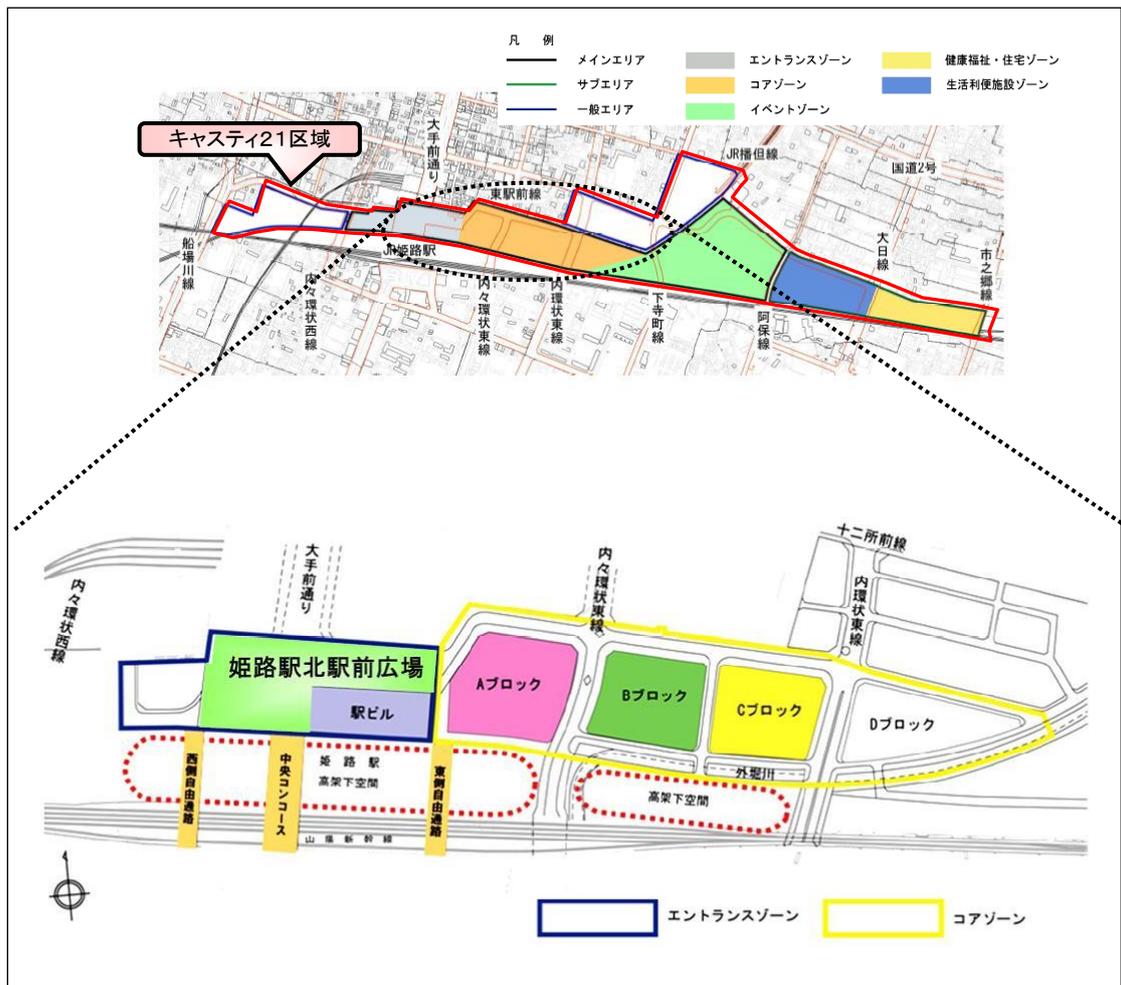
本市を訪れる観光客を含む来街者がまず目にする場所であり、第一印象を与える重要な地区であるため、基盤整備スケジュールに合わせ、播磨の中核都市にふさわしい都市の顔として整備する。

(2) コアゾーン (3.3ha)

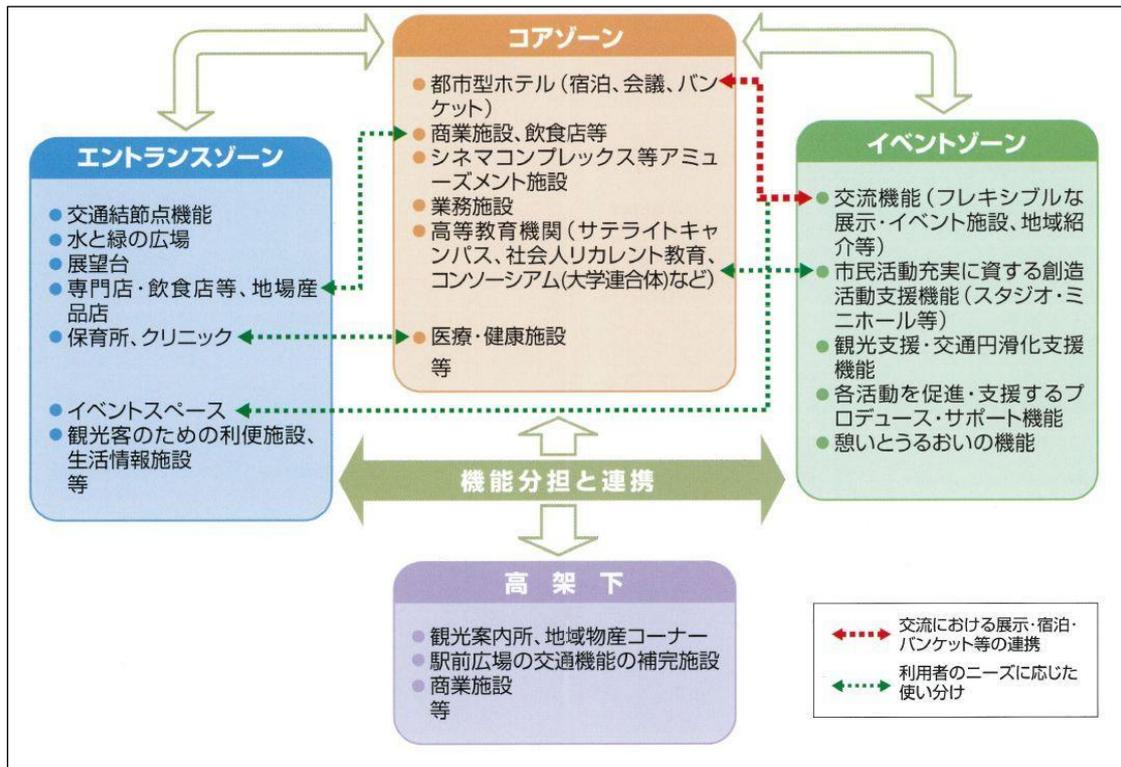
都市基盤整備により新たな街区を形成し、魅力ある商業施設や付加価値の高い都市的サービス産業など播磨の中核都市という広い利用圏を対象とした、新たな高次都市機能の集積を図る。

(3) イベントゾーン (6.6ha)

都心部に残された最後の大規模空間であり、都心部のまちづくりにおいて重要な役割を担うゾーンであるため、「交流と創造のうるおい広場」と位置付け、交流、創造、うるおいなどをキーワードとする機能の導入を図る。



カスティ 21 のゾーニング



カスティ 21 の導入機能

【参考②】姫路駅周辺の道路網について

姫路駅周辺は、JR 山陽本線等連続立体交差事業に伴い、内環状東線、下寺町線、大日線などの都市計画道路の整備が進められている。これらの都市計画道路が整備されることによって、姫路駅周辺の道路交通基盤が概ね完成することとなり、市街地の南北交通の円滑化、姫路駅やキャストィ 21 地区へのアクセス性が高まることとなる。



姫路駅周辺の都市計画道路

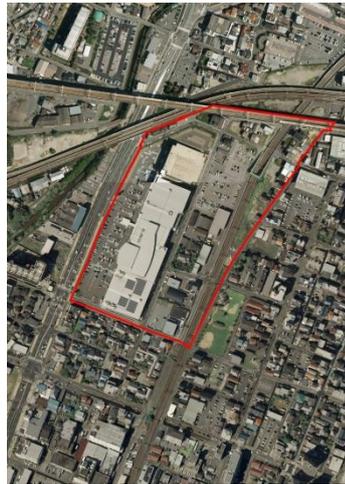
〔2〕 具体的事業の内容

（1） 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

（2） ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>駅南土地区画整理事業（姫路駅南西地区）（土地区画整理事業）</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積：約 7.4ha ・区画道路 (幅員 4.0m～11.5m) 延長：1,584m ・特殊道路 (横断歩道橋：現況利用) 延長：86 m ・公園（街区公園 2 箇所） 面積：2,250 m² <p>【実施時期】 H19～H33</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路駅の南西に位置する本地区において、地区東側では JR 山陽本線等連続立体交差事業に関連する山陽電鉄線の移設により、旧山陽電鉄線用地が帯状に残り、有効な土地利用が行われていない状況下で、公共施設の整備も不十分なまま市街化していた。</p> <p>そこで、前計画から継続して実施している土地区画整理事業の施行により、都心部にふさわしい計画的な市街地として再生することを目的として、都市基盤施設の整備改善を行い宅地の利用増進を図る。</p> <p>JR 山陽本線等連続立体交差事業の進展により南北市街地の一体化が進む中、JR 南側区域での都市基盤施設の整備を進めることにより、街なか居住や新たな商業機能の立地が促進されるため、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路駅周辺地区（第2期））） H27～H31</p>	

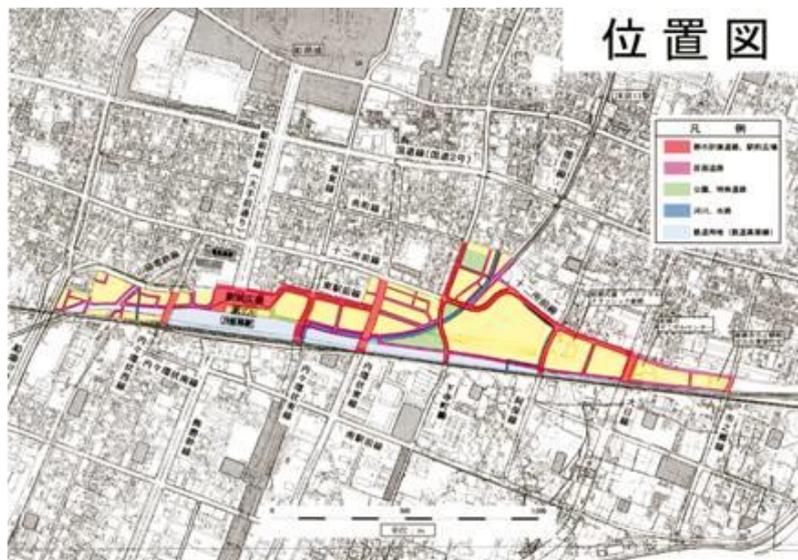


【現況航空写真（平成 26 年度撮影）】

<p>姫路駅東地区歩行者デッキ整備事業</p> <p>【内容】 5箇所 [接続デッキ整備] 駅ビル、Aブロック間 延長：20m、幅員：4m A、Bブロック間 延長：36m、幅員：4m B、Cブロック間 延長：18m、幅員：4m Cブロック内 延長：28m、幅員：4m C、Dブロック間 延長：42m、幅員：4m</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路駅から「イベントゾーン」(東方面)を歩行者デッキ等で結ぶことにより、都心部における集客力の向上と、うるおいあふれる都心空間の形成を図り、駅を中心とした街なかのにぎわいと回遊性の向上を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(姫路駅周辺地区(第2期))) H27～H30</p>
<p>大手前通り(十二所前線以北)再整備事業</p> <p>【内容】 シンボルロードの再整備により姫路駅から姫路城までの連続した高質空間を創出する。 ・延長：670m ・幅員：50m</p> <p>【実施時期】 H27～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路駅と世界文化遺産・姫路城を結ぶ、本市のシンボルロードである大手前通りは、都心部の回遊を促し、にぎわいの創出を図るため、さらなる活用が求められており、十二所前線以南については、前計画期間中に、姫路駅北駅前広場整備と一体的に整備が完了し、歩行者空間が大幅に拡大している。</p> <p>十二所前線以北についても、再整備を行い、連続した高質空間を形成することで、中心市街地の魅力を高め、にぎわいを創出し、来街者の回遊性の向上や滞在時間の増大などを目指すものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(姫路駅周辺地区(第2期))) H27～H31</p>
<p>姫路駅南駅前広場再整備事業</p> <p>【内容】 駅前広場整備 面積：12,300㎡</p> <p>【実施時期】 H27～H30</p>	<p>姫路市</p>	<p>現在の姫路駅南駅前広場は、一般車の通過交通の増加や一般車とタクシーの混在による交通混雑、また、一般車乗降場の不足などの課題が生じているため、これらの課題を解消し、姫路の玄関口に相応しく、かつ、市民が利用しやすい駅前広場に再整備することは、中心市街地の魅力を高め、来街者の利便性および回遊性の向上などを目指すものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(姫路駅周辺地区(第2期))) H27～H30</p>

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>姫路駅周辺土地区画整理事業</p> <p>【内容】 面積：45.45ha</p> <p>(1)幹線道路</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大日線 延長：122 m 幅員：36 m ・内環状東線 延長：260 m 幅員：30 m ・内々環状東線 延長：164 m 幅員：25 m ・内々環状西線 延長：118 m 幅員：25 m ・東駅前線 延長：391 m 幅員：25 m ・十二所前線 延長：763 m 幅員：20 m ・下寺町線 延長：423 m 幅員：16～18m ・阿保線 延長：178 m 幅員：15 m ・市之郷線 延長：80 m 幅員：15 m (区画道路 延長：5,450m 幅員：4～20 m) <p>(2)駅前広場 16,100 m²(現況 6,400 m²)</p> <p>(3)公園 神屋公園 (6,402 m²) 他 2箇所計 16,943 m²</p> <p>(4)河川・水路 外堀川、北条川、安田川、他水路計 2,300 m</p> <p>【実施時期】 H元～H33</p>	<p>姫路市</p>	<p>JR 山陽本線等連続立体交差事業にあわせて実施する本事業により、JR 山陽本線等の高架用地の確保とともに、JR 姫路駅を中心とする南北市街地の一体化を図る交通体系の確保、都市計画道路、公園、河川等の公共施設の整備改善を行い、新都市拠点としてふさわしい街区を形成し、多様な機能立地を図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（道路事業（街路）） H27～H31</p>	



【姫路駅周辺土地区画整理事業位置図】

<p>都心環状道路網の整備</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内々環状南線 延長：160m 幅員：20m ・内環状東線 延長：400m 幅員：30m <p>【実施時期】 H21～H33</p>	<p>姫路市</p>	<p>中心市街地及び都心部への通過交通を排除し、集散交通を円滑にするため、中環状、内環状、内々環状道路を骨格とした関連道路整備を図るものであり、JR 山陽本線等連続立体交差事業と一体的に道路整備を行い、姫路駅周辺の交通軸の確保を行うものである。</p> <p>都心交通を円滑化するとともに、安全で快適な歩行者動線を確保することにより、自動車・歩行者・自転車の利用環境の向上、回遊性の向上などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>防災・安全 交付金（道路事業（街路）） H29 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路駅周辺地区（第2期））） H30～H31</p>
<p>都心環状道路網計画</p> <p>— 内環状道路 — 内々環状道路 — その他幹線道路</p>			
<p>【都心環状道路網計画】</p>			
<p>J R 姫路駅東側自由通路整備事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東側自由通路 延長：100m 幅員：16m <p>【実施時期】 H15～H31</p>	<p>姫路市</p>	<p>JR 山陽本線等の高架下空間に中央コンコースとあわせて JR 姫路駅の南北を結ぶ東側自由通路を整備することで、姫路駅の南北の安全で快適な歩行者ネットワークを確保し、歩行者の利便性や回遊性の向上などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>社会資本整備総合交付金（区画整理事業と一体の効果促進事業） H27～H29 社会資本整備総合交付金（道路事業） H30～H31</p>
<p>【東側自由通路パース】</p>			

<p>電線類地中化事業</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内々環状南線 延長：320m ・内環状東線 延長：800m <p>【実施時期】</p> <p>H21～H33</p>	<p>姫路市</p>	<p>中心市街地における安全かつ円滑な道路交通の確保及び都市景観の向上を目的として、電線類地中化を実施する事業である。</p> <p>中心市街地の魅力を高め、来街者の回遊性の向上や滞在時間の増大などを図るものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>	<p>防災・安全 交付金（道路事業（街路））</p> <p>H29 社会資本整備総合交付金（都市再生整備計画事業（姫路駅周辺地区（第2期）））</p> <p>H30～H31</p>	
---	------------	---	--	--

（3）中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

（4）国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>姫路駅南駅前広場整備検証社会実験</p> <p>【内容】</p> <p>駅前広場整備 面積：12,300 m²</p> <p>【実施時期】</p> <p>H27</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路駅南駅前広場の整備に伴う周辺地域への影響を緩和するとともに、整備の効果を検証することにより、効率的かつ効果的な整備を実現するため、仮整備による社会実験を実施するものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		
<p>姫路駅南駅前広場周辺まちなみ整備事業</p> <p>【内容】</p> <p>植栽・舗装美化 面積：4,800 m²</p> <p>【実施時期】</p> <p>H31～H33</p>	<p>姫路市</p>	<p>姫路駅周辺の整備効果を促進し、内々環状道路内での人にやさしい環境づくりを推進するため、姫路駅南駅前広場の整備の後に、内々環状線内についても、姫路の玄関口に相応しい、一体的かつ魅力ある美しい都市空間を目指し、来街者の利便性および回遊性の向上などを目指すものであり、中心市街地の活性化に必要な事業である。</p>		